道路保全課

地下道転倒による損害賠償請求事件について

1. 事件番号 令和2年(ハ)第69号 損害賠償請求事件

(1) 提訴日 令和2年1月29日

(3)被告 浜松市 代表者市長 鈴木康友

(4)裁判所 浜松簡易裁判所民事1係

(5)請求の趣旨

本件訴訟は、令和元年10月、原告が浜松市中区旭町地内の市道伝馬旭1号線中央地下道において転倒したことにより、全治一週間のけがを負ったことについて、浜松市が点字ブロックを設置していなかったこと、手すりがつかみにくかったことに起因するものであるとして、浜松市に対し損害の賠償を請求するもの。

請求金額は治療費 4,470 円、慰謝料 50 万円、弁護士費用 5 万円の総合計 55 万 4,470 円。

(6) 本件訴訟が提起された経緯

令和元年10月2日 事故発生(午後2時頃)

10月3日 南土木整備事務所職員が面談。原告より事故を防ぐための対策を

求められる。本件地下道は平面横断化実施地下道で閉塞されるこ

とを説明し、了解を得る。

10月8日~ 手紙・市民の声等で複数回安全対策についての意見が届く。

11月11日

11月19日 原告の要望に対応(地下道踊り場の点字シートの設置工事完了。)

11月21日 南土木整備事務所職員が原告本人宅を訪問し、工事完了を伝える。

11月22日 再び市の対応に不満を示す市民の声が届く。

※所管課と協議し、未回答とした。

令和2年2月3日 原告より市へ本件訴状が届く。(令和2年1月29日付)

2月26日 第1回口頭弁論。(答弁書の提出のみ。)

4月8日 第2回口頭弁論。(地方裁判所へ移送となり審理なし。)

2. 浜松市の主張

当該箇所は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」により指定されている道路区間ではないため、同法10条に基づく点字ブロック等の設置義務は生じないことから、浜松市の管理に瑕疵はないと判断し、原告の請求の棄却を求める。

3. 次回口頭弁論期日

令和2年6月18日